

## 「生命（いのち）の安全教育」に関するリーフレットの活用の仕方について

### リーフレットの活用にあたって

このリーフレットは授業等と合わせて活用することを考えて作成しています。そのため、配付しただけでは、必要な学習内容が不足し、生徒や保護者等の誤解を招いたり、性暴力被害にあった生徒への配慮が欠けたりする可能性があります。リーフレットは被害にあった生徒がいる可能性や、内容から被害に気付く生徒がいる可能性を考慮して作成しておりますが、配付にあたっては、次の「○ 具体的な活用の場面例」を参考に活用いただくようお願いします。

なお、特別支援学校においては、一人一人の障害の状態等を考慮し、文科省サイト内の動画教材等も活用するなど、実態を踏まえた対応をお願いします（※詳しくは「指導の手引き」参照。右下QRコードから）。

### ○ 具体的な活用の場面例

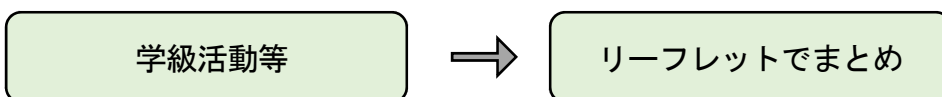
#### ① 保健体育科等の授業で

男女の性差に関する学習内容を授業で扱う際、リーフレットも活用しながら、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の指導内容（裏面参照）を加えて学習する。



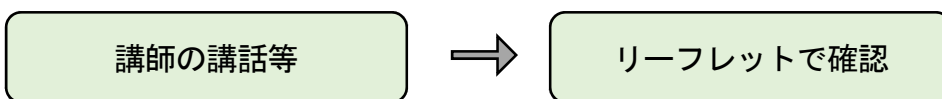
#### ② 文部科学省作成の教材を使つての授業で

文部科学省が作成している教材（右下のQRコードから確認できます）を活用して学級活動（ホームルーム）等を行った後に、リーフレットでまとめを行う。

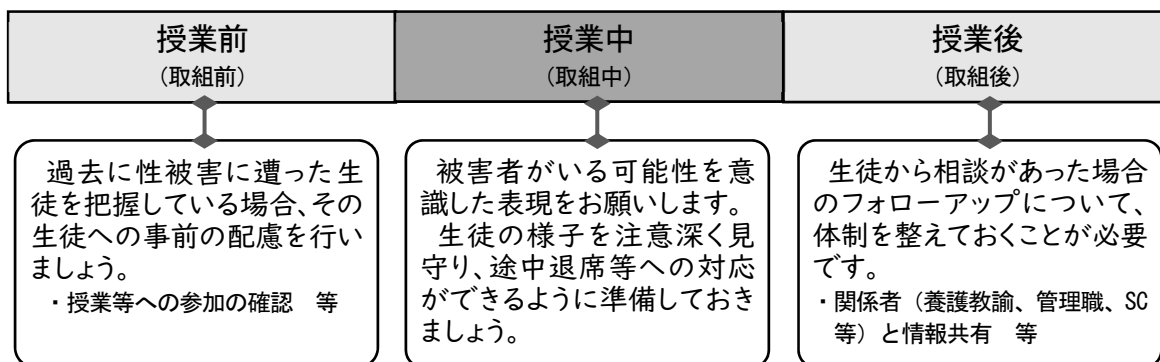


#### ③ 講師の講話を聴いて

「心と命のサポート事業」等による外部講師の関係講話等の後、人権教育と関連させた学級活動（ホームルーム）等を行った際にリーフレットを配付し、必要な内容を確認する。



### ○ 授業等を行うにあたって留意すること



※詳しくは「指導の手引き」参照

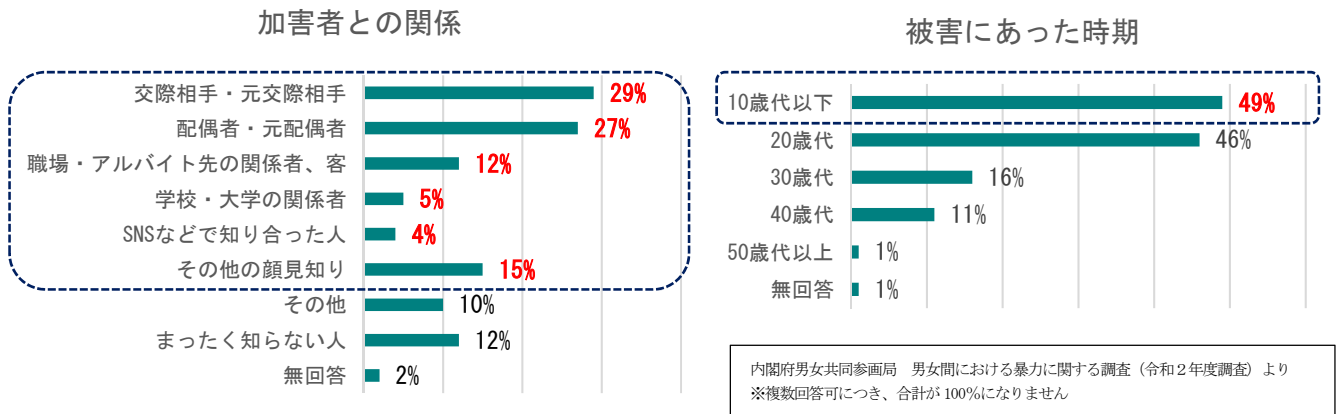
★ 文部科学省作成の教材や、「指導の手引き」は右のQRコードから

「性犯罪・性暴力対策の強化について」文部科学省サイト



# 「生命(いのち)の安全教育」について

## ○ 性暴力被害に関する現状



無理やり性交をされたことがある人のうち、面識のある人からの被害が大多数を占め、被害にあった年齢は10歳代以下が多いとなっています。そのため、性犯罪・性暴力を根絶するための取組に加え、子どもを性暴力の被害者にも加害者にもしないための教育（「生命(いのち)の安全教育」）に確実に取り組むことが求められています。

## ○ 生命(いのち)の安全教育とは

令和2年6月に政府が決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、子どもを性暴力の当事者にしないための「生命(いのち)の安全教育」を推進することとされています。

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育を行っていくことが必要です。そのためには、子どもたちに、

- ①生命(いのち)の尊さや素晴らしさ
- ②自分を尊重し、大事にすること(被害者にならない)
- ③相手を尊重し、大事にすること(加害者にならない)
- ④一人一人が大事な存在であること(傍観者にならない)

というメッセージを、しっかり伝え続けていくことが重要です。地域の人材の協力や保護者の理解を得ながら、学校の教育課程全体を通じて取り組んでいきましょう。

## ○ 発達段階ごとの「生命(いのち)の安全教育」指導内容

指導内容	幼児期			小学校						中学校			高校			大学				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
自他の尊重 (自分と相手の心・身体の尊重)	→																			
水着で隠れる部分	→																			
SNSの危険性																				
性暴力について																				
デートDV																				
JKビジネス																				
セクシュアル・ハラスメント																				
レイプドラッグ 酩酊に乗じた性暴力																				
AV出演強要																				